

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本的な視点

わが国のこれまでの子育て支援は、子育ての肉体的、精神的、経済的負担を軽減することで、子どもを生みたい人が生めるようにする環境整備を進めるという考えに基づき、さまざまな対策がとられてきました。

中でも、働く女性を念頭において、保育サービスの充実をはじめとする、子育てと仕事の両立支援を中心に対策が進められてきました。

しかし、依然として出生率の低下という現象は続いており、今後、少子化対策への対応を一層進めていくためには、単に子育て負担の軽減を図るというアプローチだけでは限界があり、保育サービスなどこれまで行ってきた施策に加えて、地域における子育て支援や男性を含めた働き方の見直し、若い世代の自立支援などにも取り組み、子育ての社会化を進めていくことが必要となっています。

また、次世代育成支援においては、子どもの数だけを問題にするのではなく、次代の社会を担う子どもの幸せを第一に考え、子どもたちが心身ともに健やかで幸せに育つための施策の展開や環境づくりを推進していく必要があります。

さらに、子育てにおいて、子どもを育む親の責任は大きく、家庭の役割が重要なことはいうまでもありませんが、子どもたちの成長にとっては、家庭だけでなく地域にも大きな役割があり、地域全体としての子育て環境が、子どもたちのたくましい成長を約束する豊かなものでなければなりません。

このため、地域住民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支える体制づくりが求められます。

以上の考えを基に、本計画においては、次頁に示す3つの基本的な視点を設定し、すべての子どもの幸せを視点に、地域資源を活用した地域子育て機能の再生を図り、まちづくりの活性化にも広がる計画づくりを目指すものとします。

〔 計画の基本的な視点 〕

子どもからの視点

～すべての子どもの健全な育ちを支援する基盤づくり～

吉野ヶ里町の明日を担う子どもたちの幸せを第一に考え、吉野ヶ里町で生まれ育っているすべての子どもたちが、家庭環境や障がいの有無に関係なく、心身ともに健やかに育つための環境づくりを進めます。

保護者からの視点

～安心して子どもを生み、夢ある子育てができる環境づくり～

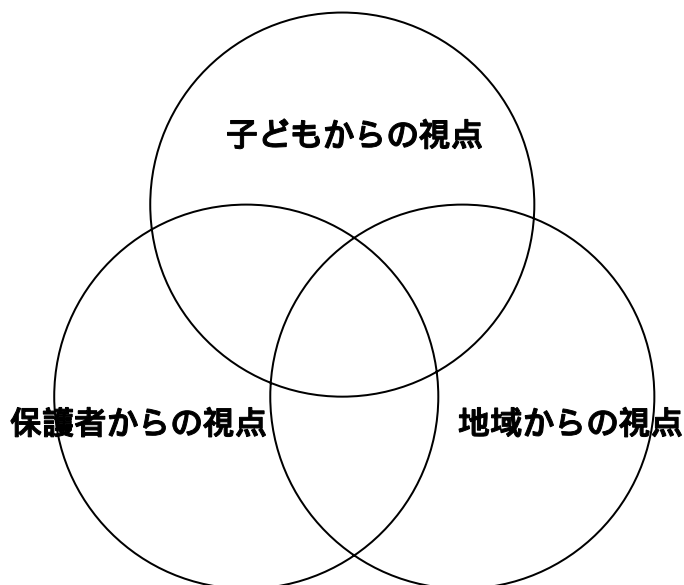
すべての親が、安心して子どもを生み、ゆとりを持って楽しく子育てができるよう、さまざまな子育て支援サービスの充実を図るとともに、子育ての質の向上にも配慮し、きめ細かな子育て支援が行われるような環境づくりを進めます。

地域からの視点

～心を通わす子育て支援の輪が広がるまちづくり～

地域社会の一員である子どもたちを健やかに育むためには、家庭はもとより地域全体で子育てを温かいまなざしで積極的に見守っていくことが求められます。

これからの次世代を担う子どもたちの成長を地域全体で支えていくためにも、住民参加による子育て支援ネットワークの形成など、連携と協力のもとに、子どもとその保護者を地域で支え合う体制づくりを進めます。



2. 基本理念

吉野ヶ里町は脊振山地と佐賀平野の2地域からなり、緑豊かな自然環境やそれを活かしたさまざまなレクリエーション施設、そのほか吉野ヶ里歴史公園、旧長崎街道、霊仙寺跡（日本茶樹栽培発祥の地）、千石山さざんか原生北限地帯などの豊富な歴史・文化資源に恵まれています。

本町では、こうした豊かな自然や歴史・文化的土壌を背景に、さまざまな子育て支援施策を推進し、少子化対策に努めてきました。

子どもは、社会の大切な宝であり、子育ては未来の吉野ヶ里町を支える人材を育てる重要な営みです。親たちが夢をいだき、生きがいを感じながら子育てを楽しみ、子どもたちの笑顔と歓声がこだまする明るい社会は、吉野ヶ里住民すべての共通の願いです。

吉野ヶ里町が未来に向かって活力あるまちを維持していくためには、子育て家庭が安心と喜びを持って子育てができるよう地域全体で応援するという考えに立って、少子化の流れを変える取り組みを進めなければなりません。家庭や地域において、親から子へ子育ての喜びや楽しさを伝え、生命を次代に伝え育んでいくことが大切です。

本計画においては、吉野ヶ里町の住民すべてが子育てを温かく応援するまちづくりを念頭に、子どもの未来をみつめながら、子どもが豊かな人間として育つためのよりよい環境づくりを目指して、基本理念を以下のように設定します。

吉野ヶ里町次世代育成支援行動計画 基本理念

わくわくと夢を育む環境で、のびのびと生きる未来の子

吉野ヶ里町で生まれるすべての子どもたちが家族や地域に心から祝福され、親たちが子育てを通じて喜びに満ちた生活を送ることができ、吉野ヶ里町で子どもを育てたい、育てて良かったと思えるようなまちづくりを目指します。

また、子どもたちが健やかに育っていける環境づくりや、地域の中で助けあいながら子育てや子どもの成長をともに見守る環境づくりにも取り組み、子どもたちが未来に向かって明るく健やかに育つまちづくりを進めていきます。

3. 基本目標

本計画では、先に掲げた基本理念を実現するために次の4つを基本目標とし、それらを4つの柱として総合的に施策を推進していきます。

基本目標1 地域の絆が育む、子育て家庭が暮らしやすいまちづくり

両親家庭やひとり親家庭、障がいのある子どもを養育している家庭、専業主婦など、子育てをしているすべての人が、安心して子育てができるよう、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を推進します。

また、地域における子育てネットワークの形成や交流活動の支援など、地域資源を活用した子育て支援の充実を推進します。

基本目標2 子育てと仕事の両立を支援し、安心して働けるまちづくり

働きながら子育てしている人のために、多様な保育ニーズに対応し、利用しやすい保育サービスの充実を図っていきます。

また、男女共同参画意識の醸成と、父親の役割等の啓発や子育てへの参加促進に向けた取り組みを推進していきます。

基本目標3 吉野ヶ里の風土、自然、文化の中で、 子どもたちが健やかに育つまちづくり

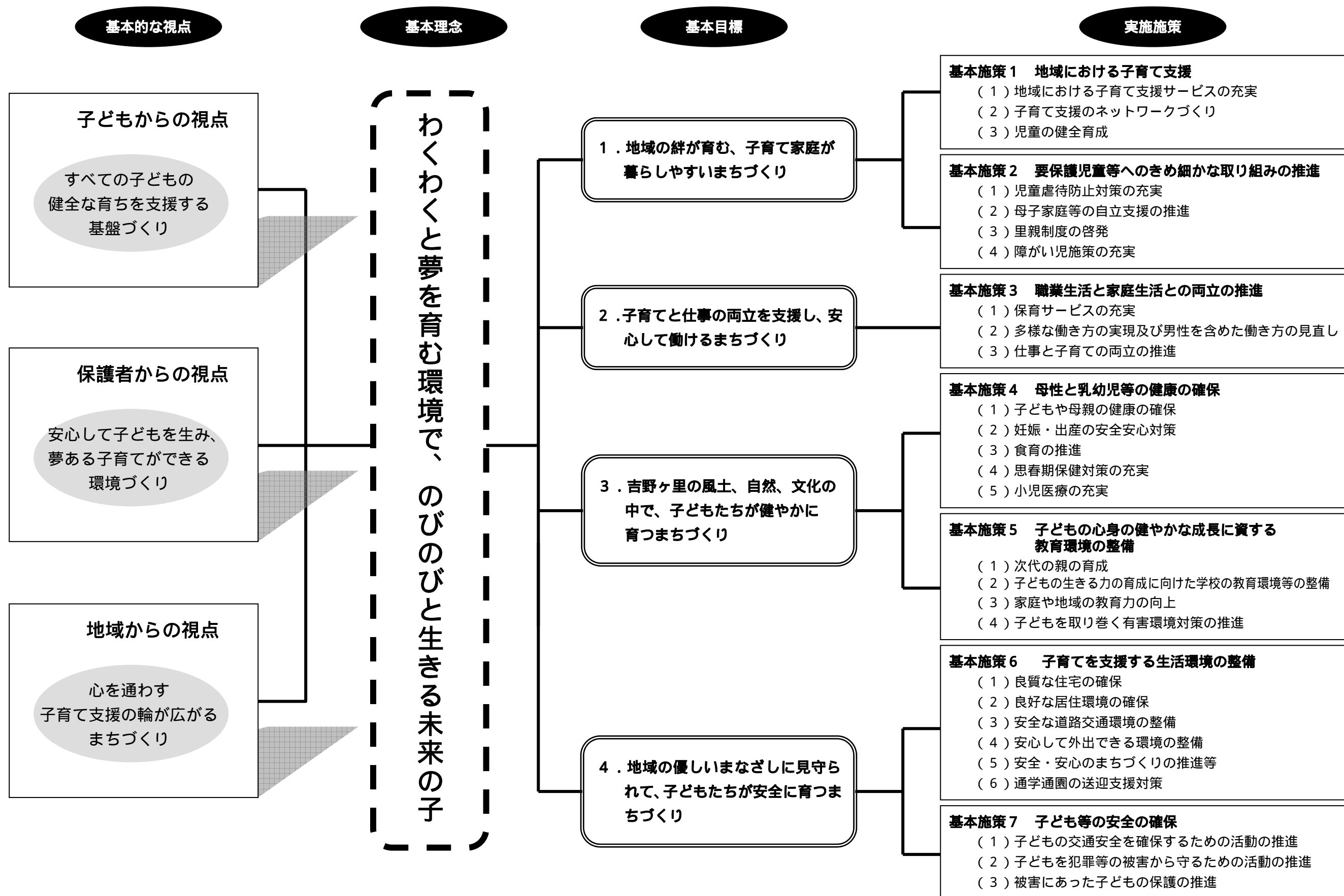
吉野ヶ里町の自然と風土の中で、子どもたちがたくましく生きる力を伸ばすことができるよう、学校、家庭、地域の教育力の向上に向けた取り組みを推進します。

また、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、親子の健康づくり支援等を進めます。

基本目標4 地域の優しいまなざしに見守られて、 子どもたちが安全に育つまちづくり

親子が安心して快適に暮らすことができるよう、子育てバリアフリーの視点を取り入れた地域の住環境や道路環境の整備をはじめ、外出しやすい環境づくりや子どもを犯罪や交通事故から守るまちづくりを推進します。

4. 計画の体系



第5章 基本施策と個別事業の展開

1. 地域における子育て支援（基本施策1）

都市化や核家族化の進行に伴い、近隣関係が希薄化するとともに、子育てを支える地域社会の結びつきや子どもに対する目配りも希薄化しつつあり、育児の孤立を招く要因となっています。

このため、育児の孤立化を防止し、すべての子育て家庭を地域全体で支えていく取り組みが必要となっており、地域の子育てサークルや各種団体、子育てボランティア、地域の高齢者等といった地域住民による子育て支援の基盤づくりを推進します。

1. 地域における子育て支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

(2) 子育て支援のネットワークづくり

(3) 児童の健全育成

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

保育所

子育て家庭の孤立を防ぎ、子育てを社会全体で支えていくためには、まず地域において子育てを支援していく取り組みが必要です。

保育事業は、現在、公営保育所と認可保育所合わせて2か所あり、定員は合計して290人です。利用者数は2施設とも定員を上回っており、平成21年度後半には待機児童が出ています。

表 - 39 保育事業の現状と今後の見込み

	平成21年(現状)	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
定員	290人	290人	290人	290人	290人	290人

認定こども園

待機児童の解消と保護者の利便性を図るために、平成 22 年度に認定こども園 1 か所を 40 人の定員で開園します。

表 - 40 認定こども園の現状と今後の見込み

	平成 21 年(現状)	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
施設数	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
定員	0 人	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人

幼稚園

幼稚園は、公営の施設は 1 か所（吉野ヶ里町立東脊振幼稚園）、私立の施設は 2 か所あり、公営と私立の合計定員は 350 人となっています。

今後は、幼稚園数は変わらないものの、定員は減少し 320 人程度になります。

放課後児童健全育成事業（学童保育）

昼間保護者等のいない家庭の小学校低学年（1年生から3年生）を対象として、土曜・日曜・祝日を除いた授業終了後から 18 時までの時間帯において、放課後児童健全育成事業を実施しています。

今後は、三田川小学校内（公設公営）と東脊振公民館別館（公設民営）に整備された 2 か所の「学童保育施設」等を中心に、放課後児童健全育成事業の継続を図るとともに、運営システムの改善の検討を含めた内容の充実に努めていきます。なお、平成 22 年度からは土曜開設と 19：00 までの延長保育も実施する予定です。

表 - 41 放課後児童健全育成事業（学童保育）の現状と今後の見込み

	平成 21 年(現状)	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
施設数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
定員	130 人	140 人	140 人	140 人	140 人	140 人

放課後子ども教室推進事業

全ての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子ども達とともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進しています。

今後は、地域子ども教室推進事業（平成 16 年度から）として実施している「わくわく教室（三田川校区）」、「ふれあい子ども教室（東脊振校区）」（毎週水曜実施）を発展させ、より充実させていきます。

病児・病後児保育事業

児童の疾病時の保護者の児童養育に関する支援としては、佐賀市への委託事業として佐賀市内の病院 2 か所を利用する形で、病児・病後児保育事業〔施設型〕に対応しています。

表 - 42 病児・病後児保育事業の現状と今後の見込み（佐賀市への委託）

	平成 21 年(現状)	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
(町外)	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

児童の養育に関する相談・情報

ア．地域子育て支援センター事業

地域子育て支援センター事業は、子育てに関する相談、情報の提供、子育て講座、親子のふれあいスペースと遊びの提供などを行う事業です。現在、くるみ保育園内と平成 20 年度に開館した三田川児童館を拠点に同事業を実施しています。

表 - 43 地域子育て支援センター事業の現状と今後の見込み

	平成 21 年(現状)	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
施設数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

イ．養育支援訪問事業

少子化、核家族化の進行に伴う家族形態の変化や、都市化の進展に伴う近隣との人間関係の希薄化により、子育て中の親が、子育てや育児について気軽に相談できる相手や仲間が身近な地域にいないなど、家庭や地域における子育て機能の低下が問題となっています。

そうした中で、本来子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭への支援については、従来の「通所型」だけではなく、家庭訪問等の積極的なアプローチ、すなわち「訪問型」の支援の必要性が高まっています。

このような状況を踏まえ、こうした家庭に過重な負担がかかる前の段階において、訪問により、当該家庭における安定した子どもの養育を可能とすることを目的としています。

現在は、保健師の訪問による育児相談等の援助を実施しています。

ウ．子育てサークル等の育成支援

現在、児童館で乳幼児の親子を対象に「楽しい子育て講座」を実施しています。

その後参加者を中心とし、中央公民館において家庭教育推進員主導で月 2 回開催の子育てサロンに移行し、自由な意見交換等により子育てサークルの育成につなげていきます。

(2) 子育て支援のネットワークづくり

子育て支援ネットワークの形成

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。

また、子育てや子どもの育ちをまちぐるみで応援していくために、子育て支援ボランティア等を中心とした、子育てNPOや子育てサークルの育成に努めます。

子育て支援マップ、子育てガイドブックの作成・配布

各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、子育てマップや子育てガイドブックの作成・配布等による情報提供に努めます。

現在、各課で利用者に十分周知されるように広報に掲載し、チラシを配布するなど情報提供に努めています。

高齢者の子育て支援

高齢者の育児支援、就学児童に対する子育て支援活動の実施可能性などについて、関係各機関などとの意見調整を行っていきます。

現在は、社会教育課や福祉課の事業へのサポーターや講師として老人クラブの会員に参加していただいています。



東脊振学童保育

(3) 児童の健全育成

児童館の整備

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられます。地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりとして、平成20年度に、町立の児童館が開館しました。

また、今後はもう1か所、児童館の機能もあり、町外の子どもとの交流を促進する(仮)子ども交流館を検討しています。

児童を取り巻く関連機関の連携

児童の健全育成を図る上で、児童館、公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源及び主任児童委員、民生委員児童委員、子育てに関する活動を行うNPO、地域ボランティア、子ども会、自治会等の連携と協力による児童の健全育成に向けた体制づくりが必要です。現在、社会教育課で青少年育成町民会議を行い、児童の健全育成に向けた体制づくりを推進しています。

民生委員児童委員等研修事業

主任児童委員または民生委員児童委員が、地域において、児童の健全育成や虐待の防止の取り組み等子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進めていくために、民生委員児童委員等研修の開催に努めます。現在は、県主催の研修会に参加しています。

不登校に関する中核機関の充実と地域ぐるみのサポートシステム整備・推進事業

小中学校で、いじめや不登校等の児童生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識、経験を有する「スクールカウンセラー」を県より派遣し、学校におけるカウンセリングの充実を図っています。

現在は町内4校同一のカウンセラーが、諸問題に対応し、学校、学校教育課、福祉課との連携により地域ぐるみのサポート体制はできつつあります。

今後は、そのつながりを更に強固なものにするために、定期的な会合等の整備を進めていきます。

経済的な支援対策

平成22年度からは中学終了前までの全児童に「こども手当」(児童手当分を含む)を支給する予定です。

幼稚園児の保護者の所得状況に応じて、教育に関わる経済的負担の軽減を図るため、国が実施する幼稚園就園奨励事業の導入活用を図っていきます。

幼稚園の保育料の軽減については、国庫補助要綱と同じ内容で実施しており、奨励費交付については、年度末に各幼稚園を通じて支給しています。

また、学校教育法の規定により、小学校及び中学校に在学する児童生徒のうち、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、学校給食費等の援助を行っています。

2. 要保護児童等へのきめ細かな取り組みの推進（基本施策2）

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与え、迅速かつ適切な対応が求められることから、関係機関との連携を密にし、児童虐待防止に向けた取り組みを推進していきます。

一方、母子家庭等のひとり親家庭における子育ては、経済的・社会的に不安定な状態であり、自立した社会生活を送ることができるよう総合的な支援を推進していきます。

また、障がいのある子どもをもつ子育て家庭についても、社会的な不安を抱えており、障がいのある子どもの健全な発達を支援し、地域で安心して生活できる環境の整備を推進していきます。

2. 要保護児童等へのきめ細かな取り組みの推進

(1) 児童虐待防止対策の充実

(2) 母子家庭等の自立支援の推進

(3) 里親制度の啓発

(4) 障がい児施策の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止ネットワーク事業等の推進

虐待の早期発見・早期対応として、小中学校、保育園、幼稚園や保健師、主任児童委員、民生委員児童委員と連携を取り、必要に応じ児童相談所に連絡しています。

現在、要保護児童対策協議会を設置し、問題発生時には個別にケース検討会議を行っています。

また、児童相談所の児童虐待防止対策協力体制整備事業により、町内幼稚園、保育園、主任児童委員、母子保健推進員の代表7名が研修を受け、地域協力員として平成22年度より活動予定です。

乳児家庭全戸訪問の実施

新生児訪問や乳幼児健診のいずれにも接触のなかった児童を対象に状況把握を行い、児童虐待防止対策に努めていきます。

平成20年度より、生後2週間から4か月までの全乳児を対象に、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）として母子保健推進員が2人1組で訪問しています。（必要時は保健師が同伴訪問）

（2）母子家庭等の自立支援の推進

母子家庭等自立支援推進（県事業）

母子家庭等日常生活支援事業及び保育所の入所に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、国の基本方針に則して、母子家庭及び寡婦自立促進対策を検討していきます。

現在、県の事業で実施し、福祉課を窓口としています。

母子家庭等就業・自立支援センター（県事業）

母子家庭の母の就業を促進するため、民間事業者に対する協力の要請や母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮等、必要な対策について関係機関の協力のもと検討を進めていきます。

現在、県の事業で実施し、福祉課を窓口としています。

児童扶養手当支援事業

家庭の生活の安定と自立の促進のため、母子家庭への手当を所得に応じて支給しています。県の事業として福祉課を窓口としています。

（3）里親制度の啓発

全国的な傾向として、子どもの虐待件数が増加している中で、里親に委託される子どもの中にも被虐待児が多くなっています。

国や県の制度に合わせ、里親への研修や支援体制の強化、里親制度の周知と参加に向けた意識の啓発に努めていきます。

現在、要保護児童対策協議会での研修や窓口でのポスター貼付、チラシ配布などを行っています。

(4) 障がい児施策の充実

障がい児保育事業

障がい児保育事業は、現在吉野ヶ里保育園、くるみ保育園において実施しています。

障がい児通園（児童デイサービス）事業

障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、適切な医療及び医学的リハビリテーションの提供、在宅サービスの充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取り組みのあり方について、検討を進めています。

また、障がい児通園（児童デイサービス）を通じて保護者に対する育児相談を推進すること等家族への支援についても検討しています。

現在、18歳未満の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行っています。

特別支援学校（養護学校）放課後児童健全育成事業

特別支援学校（養護学校）放課後児童健全育成事業は、障がいのある中高校生が特別支援学校（養護学校）等の下校時に活動する場を確保するなど、障がいのある子どもをもつ親の就労支援を図る事業です。

佐賀市と協定を結び事業を実施していますが、本町に居住している、県立金立養護学校と県立大和養護学校に通学する児童が参加し、児童の健全育成、親の負担軽減及び就労支援を図っています。

ショートステイ（短期入所）・日中一時支援事業

障がい児を介護している家族が、冠婚葬祭等で介護できない場合や、家族の休息のために障がい児を一時的に施設で預かっています。

移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい児に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図っています。（ただし、通学等での利用はできません。）

3．職業生活と家庭生活との両立の推進（基本施策3）

女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、保育所や放課後児童クラブを利用する子育て家庭のニーズが多様化しています。

このため、これらのニーズに対応し、利用しやすい保育所サービスや放課後児童保育サービスの提供に努めていきます。

一方、仕事と子育ての両立を図るためには、仕事と家庭のバランスがとれるような多様な働き方の選択や働き方の見直しが必要となっており、職場や地域等における固定的な役割分担意識の解消や職場優先の意識是正に向けた啓発普及並びに情報提供等の取り組みを推進していきます。

3．職業生活と家庭生活との両立の推進

(1) 保育サービスの充実

(2) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

(3) 仕事と子育ての両立の推進

(1) 保育サービスの充実

延長保育事業

延長保育事業は、保護者の就労や家族の介護などのために早朝や帰宅が遅い場合に保育所にお子さんを預けられる事業です。

現在は、吉野ヶ里保育園およびくるみ保育園において、朝7時から夕方7時までの時間帯で、平成22年開所の吉野ヶ里こころ保育園では朝7時30分から夕方7時までの時間帯を開所しています。さらに、くるみ保育園では夜7時から夜10時までの長時間延長保育を実施しています。

一時預かり・特定保育事業

一時預かりは、入院や家族の介護、または繁忙期の就労や研修、さらには育児疲れのリフレッシュや学校行事のときなどに、一時的にお子さんを預けられる制度です。

現在、くるみ保育園、吉野ヶ里幼稚園において「一時預かり」を実施しています。

また、パートなどで週2、3日程度働くときなどに、定期的にお子さんを保育所に預けられる「特定保育」は実施していません。

休日保育事業

休日保育事業は、休日に保護者の方が就労や傷病、出産等の理由により、ご家庭で保育できない場合に、保育所でお子さんをお預かりする事業です。

現在、くるみ保育園において実施しています。

第三者評価の実施推進

保育サービスの利用者による選択や質の向上に資する観点から、県では福祉事業所を評価し第三者機関の認証を行う「さが福祉サービス評価等推進会議」を発足させました。これを受け、くるみ保育園では平成 18 年 11 月に県内で初めて評価を受けた事業所として受審済証を交付されました。

現在、この第三者福祉サービス評価内容については、県のホームページなどで公表されています。

(2) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

ファミリー・フレンドリー企業の普及促進事業

男性を含めたすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、仕事と育児・介護とが両立できるようなさまざまな制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業の普及育成について、さまざまな機会を通して情報を提供していきます。

現在、県の「子育て応援宣言企業」として町内では 2 社が登録されています。

育児休業の取得等事業主等に対する意識啓発事業

職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の働きやすい環境を阻害する職場における慣行その他の諸要因の解消に努めるため、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発、研修、情報提供等を行い、育児休業の取得等に関する意識啓発に努めます。

仕事と家庭の調和（ワークライフバランス）のとれた働き方の実現

仕事と家庭生活の調和を図るために、短時間集中型労働環境づくりに向けた意識啓発などにより、個人の自由時間を創出するなど、個人の生活に配慮した労働時間のあり方を見直していく必要があります。

現在、社会教育課の事業において平成 21 年度「子育て出前講座」を町内の企業 2 か所で開催しました。

「ファミリー・フレンドリー企業」とは

ファミリー・フレンドリー企業とは、仕事と育児・介護とが両立できるようなさまざまな制度をもち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業をいいます。具体的には以下の4つの柱からなるものです。

- 1 法を上回る基準の育児・介護休業制度を規定しており、かつ、実際に利用されていること

通算93日を超える介護休業制度
分割取得できる育児休業制度 等

- 2 仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる制度をもっており、かつ、実際に利用されていること

育児や介護のための短時間勤務制度
フレックスタイム制
子どもの看護休暇制度 等

- 3 仕事と家庭の両立を可能にするその他の制度を規定しており、かつ、実際に利用されていること

事業所内託児施設
育児・介護サービス利用料の援助措置 等

- 4 仕事と家庭との両立がしやすい企業文化をもっていること

育児・介護休業制度等の利用がしやすい雰囲気であること
特に、男性労働者も利用しやすい雰囲気であること
両立について、経営トップ、管理職の理解があること 等

厚生労働省児童家庭局資料より

(3) 仕事と子育ての両立の推進

育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法等の周知・啓発事業

育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法等について、関係機関発行のパンフレットや各種講座などを通して周知・啓発に努めます。

現在、関係機関発行のパンフレットや各種講座などを通して周知・啓発に努めています。

4．母性と乳幼児等の健康の確保（基本施策4）

次世代育成においては、子どもや母親の健康の確保は重要な課題であり、妊娠・出産から育児へと総合的・継続的な母子保健施策の充実が求められます。

このため、親となるために必要な知識を習得する学習機会の提供や、母子健康診査や訪問指導、保健指導等の充実に努めます。

また、小児医療は、安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであり、小児医療体制の充実に努めるとともに、食育の推進や学校教育等における思春期保健対策の充実に取り組みます。

このように、狭い意味での母子・父子にとらわれず、児童・生徒・学生を含んだ、広い意味での母子・父子に対して、国・県・町の行政機関、町内外の医療機関、学校、婦人会・老人クラブ・PTAなどの民間がともに協力して、地域ぐるみでさまざまな支援を行ない、健康で笑いのある豊かな家庭と地域社会を築いていきます。

4．母性と乳幼児等の健康の確保

(1) 子どもや母親の健康の確保

(2) 妊娠・出産の安全安心対策

(3) 食育の推進

(4) 思春期保健対策の充実

(5) 小児医療の充実

(1) 子どもや母親の健康の確保

母子保健地域組織育成等事業

母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実に向け、母子保健推進員を設置し活動を展開しており、今後この活動を継続して実施していきます。

また、子育て相互支援の観点から、経過観察が必要とされる母子について、地区民生委員等、地域と連携をしながら支援していきます。

現在、母子保健推進員は14名で毎月1回定例会を開催しています。

再掲：生後4か月までの全乳児を対象に「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の中で母子保健推進員により訪問しています。（必要時は保健師が同伴訪問）

各種妊婦健診事業

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を図っていきます。

現在、マザークラス・パパママ学級（3回コース）を年3回実施しています。

表 - 44 妊婦健診事業

妊婦健康診査受診票（補助券）14枚交付	
オレンジ（基本健診・血液検査・貧血検査）	1枚（14,700円）
ピンク（基本健診・超音波・貧血検査）	2枚（11,400円）
うぐいす（基本健診）	11枚（5,000円）

各種訪問事業

母子支援の始まりである妊娠届出からの関わりを深め、出産前後の不安が大きい時期に相談できるよう、母子保健推進員等の協力のもと、妊婦訪問を実施していきます。

また、出産後早い時期に訪問するとともに、健診時や電話相談等で訪問の必要を感じる母子について、保健師・助産師・母子保健推進員が訪問を実施しています。

現在、母子手帳交付（妊娠届出）は、必ず保健師が対応し、指導を実施しています。また、2か月児相談を実施し、産後うつ等のアンケートを取り、気になるケースは母乳育児相談等でフォローすると同時に、全乳児を対象に4か月以内に母子保健推進員等が訪問しています。

乳児健診

乳児の心身の成長・発達や異常の早期発見、早期治療に結びつくための医師の診察を中心とした医療機関での健診を推進するために、1歳までに乳児一般健康診査受診票を1枚発行し、関係機関において健診を実施していきます。

また、現在、4・7か月児集団健診において同じ月齢の児をもつ保護者同士の交流、育児相談、栄養相談を実施しています。

また、乳児一般健康診査受診票を利用し、10か月頃医療機関において受診してもらっています。

1歳6か月・3歳6か月健診

1歳6か月・3歳6か月健診とも各年6回実施し、幼児の心身の成長・発達や異常の早期発見・早期治療に努め、保護者の育児に対する不安の軽減を図ります。

各種教室の開催

ア．おやこの教室（ドレミ教室・ワンツー体操）

親子のふれあい遊びや友達づくりを目的に毎月2回の教室を開催します。今後とも子育てサポーターを中心にして、手作り玩具や季節の行事、誕生会などを開催していきます。

現在、ドレミ広場を児童館において福祉課事業で毎月1回、ワンツー体操をきらら館において保健課事業で毎月1回実施しています。

イ．母親・両親学級（マザークラス・パパママ学級）

妊婦を対象に、保健・栄養・歯科を含めた妊娠中の過ごし方や、子どもとの接し方、産後の注意点等を説明し、妊娠中や産後の不安の軽減に努めます。

また、両親学級への父親の参加を促し、出産・育児に対する父親としての理解を高めその意識啓発に努めます。

平成20年度は、母親学級（マザークラス）を年3回、きらら館で開催し、19名の参加がありました。また、両親学級（パパママ学級）に父親が参加しやすいように休日に開催（年6回、42組参加）し、出産・育児に対する父親としての理解を高めその意識啓発に努めています。

健康相談

母子手帳交付時の相談から乳幼児、学童期を通じた相談を実施していきます。

また、母乳育児相談や2か月児相談、12か月児相談、2歳6か月児相談などの個別相談の継続とともに、同じ悩みを持つ母親同士の交流の場拡充に努めていきます。さらに、健診等でことばの発達が気になる母子については、県事業が町内で実施している臨床心理士・言語聴覚士による療育も含めた「ことばの相談」などへの紹介を行います。

国で定められた予防接種

母子手帳交付や各種健診の際に、保護者に対し予防接種の必要性について啓蒙活動を行い、予防接種率100%を目指します。

また、個別接種の委託医療機関の拡大を図り、小児疾患の子ども等の保護者が安心してかかりつけ医のもとで接種できるよう、接種率向上に向けた対策を進めます。

平成20年度の予防接種率は91.7%です。また、個別接種の委託医療機関を佐賀県内の予防接種広域実施医療機関に登録している医療機関で実施できるように拡大し、かかりつけ医のもとで接種できるようにしています。

子どもの事故防止等啓発事業

誤飲、転落・転倒、やけど等、子どもの事故予防のための啓発等に対する取り組みについて、関係機関との協力のもとで実施していきます。

現在、乳児健診など健診等の際に指導を行っています。

妊婦に対する出産準備教育及び相談事業

母子手帳交付時に個別相談を実施しています。出産準備教育としては、母親学級を1クール3回コースで年3回実施しています。

今後も、満足できる「いいお産」の適切な普及を図っていきます。

各種の健康づくり支援制度

ア．妊婦乳児一般健康診査扶助

委託医療機関以外での受診となる場合の扶助制度を実施しています。

イ．乳幼児・就学前児童医療費助成

現在、3歳未満の乳幼児に加え、就学前まで児童も医療費助成を実施しています。さらに町独自の事業として学童期（小学生）の入院医療費の助成を実施しています。

むし歯予防事業

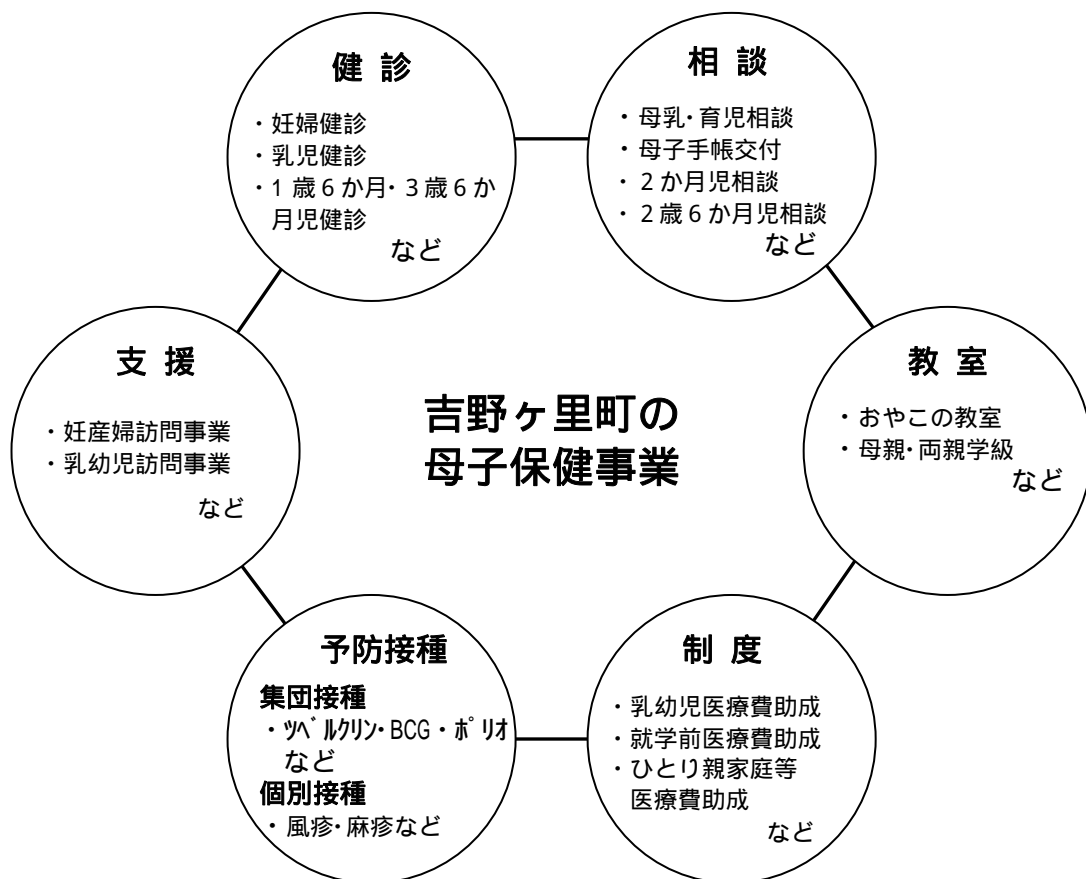
佐賀県はむし歯の多い地域であり、本町でも、減少傾向にあった3歳児健診でのむし歯数が、増加傾向に転じており、より一層のむし歯予防事業の充実が望まれることから、幼児健診時のフッ素塗布事業や、幼稚園・保育所におけるフッ素洗口やむし歯予防講話を今後とも実施していきます。

現在、1歳6か月健診・2歳6か月相談・3歳6か月健診時に希望者にはフッ素塗布を実施しています。また、幼稚園・保育所におけるフッ素洗口やむし歯予防講話も実施しています。



ワンツート体操

図 - 23 吉野ヶ里町の母子保健事業



(2) 妊娠・出産の安全安心対策

妊娠・出産の安全安心確保

本来、夫婦間で分かち合うことのできない心とからだが大きく変動する妊娠・出産・育児期に、女性が楽しく、気持ちよく過ごせ、快適な環境で出産することのできる環境づくりに向け、11月3日を「いいお産」の日として、意識の啓発を進めます。

また、周辺市町を含む関係機関等の協力のもとで、周産期医療ネットワークの形成を進め、母体、胎児、新生児を総合的に管理し、母と子の健康確保に向けた環境づくりに努めます。

現在、マザークラス・パパママ学級（3回コース）を年3回実施し、意識の啓発に努めています。

不妊に悩む人への支援

佐賀県では、不妊に悩む夫婦に対し、佐賀中部福祉保健事務所に不妊専門相談センターを設置し、女性専門医の相談を実施しています。各保健福祉事務所で女性カウンセラー・保健師による相談を行っています。また、保健福祉事務所を通じ治療費の一部を助成する制度があります。

現在、町の保健師が相談を受け、県の機関を紹介しています。

(3) 食育の推進

「食」は生活の基本であり、生涯にわたって健康に暮らすためには、食事に対する配慮が必要です。

しかし、近年は子どもたちにおいて欠食や孤食が目立ち始め、問題行動や非行等は、不規則な食事など食生活の乱れと関係があるとの指摘もあります。

吉野ヶ里町では、各種乳幼児健診に栄養士を配置し、栄養指導を実施していますが、新規の事業については、食生活改善推進協議会などと共同し、「食育」の推進を図るなどの検討を進めていきます。

また、地域に根ざした「食」の推進(地場野菜、安全な食材、旬の食材の導入等)や、手づくり野菜や米づくり体験活動等の推進により、子どもたちの「食育」について、町の特性を活かした指導内容を工夫していきます。

一方、家庭教育学級や育児サークル等を利用して、妊産婦や乳幼児の食に関する指導や情報提供に努めるとともに、乳幼児からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着を図っていきます。

現在、町内の保育園・幼稚園(計6か所)に年3回出前の食育教室(園児、保護者対象とする)を開催し、基本的な講義と調理実習を実施しています。また、楽しい子育て講座において未就園児を対象に食への悩み相談・実習を行っています。

(4) 思春期保健対策の充実

近年の思春期の子どもたちをとりまく環境は、人工妊娠中絶や薬物乱用、喫煙・飲酒、不登校、いじめなどをはじめとした思春期特有の心の問題も深刻化してきています。

これらの問題は、本人の心身の健康に大きな影響を及ぼすだけでなく、次世代を生き育てることへの影響も心配されます。

今後、思春期保健対策として、学校教育等を中心にさまざまな取り組みの展開を図るとともに、保健体育や道徳の授業における性に関する学習や、喫煙防止や薬物乱用防止の指導と啓発普及に向け、学校保健委員会等で協議していきます。

また、思春期の心のケアについては、専門の研修を受講者などの人材確保に加え、地域での相談窓口の開設も望まれている等の現状に対応するために、専門機関などとの連携を念頭に、体制づくりを進めていきます。

平成21年度より「全ての小中学校に防煙教育を」という理念のもと、喫煙に対する予防的な学習を行っています。(中学校は以前より実施)また、総合的な学習の時間を活用し「命の教育」を実践中です。これらの問題は学校保健委員会の中でも討議されています。

思春期における心のケアについては、佐賀県スクールカウンセラー事業を活用し臨床心理士(専門家)を相談者とした相談体制を整えています。

今後も各学校間、学校教育課、福祉課、保健課等関係機関の一層の連携を図っていきます。

(5) 小児医療の充実

小児医療の充実・確保

近年の少子化や核家族化の進行を背景に、家族の子育て経験の不足や緊急時に身近に頼れる人がいないことなどから、小児医療体制の充実への期待が高まりをみせています。

今後、小児医療は、安心して子どもを生き育てるための基盤となるものであることから、近隣市町の医療機関との連携をも視野に入れ、佐賀県夜間救急外来診療体制整備事業、休日歯科診療所、神崎市郡在宅当番医制事業などにより対応していきます。

休日及び夜間における小児救急医療体制整備

休日及び夜間における小児救急医療体制は広域圏の枠組みにおいて実施しています。今後とも、広域圏において対応を進めます。



ワンツート体操

5. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備（基本施策5）

近年の少子化、核家族化の影響により、乳幼児に接する機会が少ないまま親になる世代が増えていることから、乳幼児と児童のふれあう機会の充実や、子どもたちが育児や子育て等の楽しさ、大切さについて考える取り組みなどを推進していきます。

また、子どもたちが個性豊かに生きる力を伸ばしていくことができるよう、学校の教育環境等の整備や家庭における教育機能の向上に努めるとともに、家庭・学校・地域社会が連携を図りながら、子どもたちの健全育成に向けた取り組みを推進していきます。

5. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

(1) 次代の親の育成

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

(3) 家庭や地域の教育力の向上

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

(1) 次代の親の育成

女性教育指導者等への研修や男女共同参画社会に向けた実践事業

年1回婦人リーダー研修を1泊2日の日程で実施していますが、地域組織が崩れつつある中、組織の維持再編に向け、体制づくりに努めていきます。

平成21年度からは、読み聞かせサークルなど、町内で活躍する女性グループにも参加を呼びかけ、「女性リーダー研修」として実施しています。

今後は、実行主体を行政主体から団体代表らによる実行委員会形式に移行していきます。

世代間交流の推進

少子化が進む中で、近所づきあいや親戚づきあいなどが希薄化しつつある現状を捉え、子どもたちが高齢者や地域の人々とふれあう機会や、地域のお祭りなどの世代間交流の場も少なくなりつつあります。

吉野ヶ里町においては、小学校の運動場や講堂、体育館等の学校施設の有効利用について検討を進め、子どもたちと地域の人々とのさまざまな交流活動の場となるような小学校づくりに努めます。

また、保育所・幼稚園などにおいて、中学生の職場体験受け入れによる園児とのふれあいや、園児と地域の人々との軽運動大会、祖父母とのふれあい遊び等を推進していきます。

今後もこうした活動の実施に努め、子どもたちが性別や年齢に係らず、さまざまな人と交流することにより、子どもも社会の一員であることを学んでいける場の提供を推進していきます。

現在、地区内での世代間交流を推進するため、「町青少年健全育成活動事業」を制定し、各地区の子どもクラブにおいて実施する交流事業に対し、補助金を交付しています。

また、平成 21 年度からは、地域の交流を目的とした「地区の“わ”委員会活動応援補助金」を、1 地区に対し最長 5 年間補助しています。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

確かな学力の向上

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、本町独自の取り組みを含め、学校の教育環境等の整備に努めます。

また、子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、知識・技能はもとより、学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力等まで含めた確かな学力を身につけさせることが重要であることから、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実や外部人材の協力による教育環境について検討を進めます。

現在は、漢字検定、英語検定などの検定を推奨し、学習風土づくりを進めています。また、日韓交流などの行事を捉え、英語での発表等国际感覚を磨く取り組みを行っています。

各学校とも学力向上委員会を設け結果の分析とともに、今後の取り組みの格付けを行い実践しています。

豊かな心の育成

ア．「心のノート」を活用した道徳教育の推進、教員の指導力の向上

文科省より配布の「心のノート」は、町内の小中学校の教室に配置し、児童が自分の考えを書き、生き方を振り返るノートとして、道徳の時間はもとより学級活動の時間などにも活用し効果を上げています。

イ．道徳教育の教師用指導手引き資料の全学級配布

道徳教育の教師用指導手引き資料は全学級に配布し、道徳の授業において活用していますが、今後は資料の充実を一層図ることが必要です。

ウ．学校や地域社会での子どもたちの文化活動や鑑賞機会の充実事業

各学級夏季休業中を中心に実施しています。「文化祭」「映画まつり」に加え、子どもを対象にした「絵本まつり」を実施しています。

健やかな身体の育成

子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するため、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等を進めます。

また、子どもが自主的にさまざまなスポーツに親しむことができる運動部活動についても、外部指導者の活用や地域との連携を図るなど、スポーツ環境の充実に努めます。

こうしたスポーツクラブ活動を核として、子どもだけではなく親同士の情報交換や懇親を深め、子育てコミュニティの形成を図っていきます。

さらに、子どもに生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣等を身につけさせるための健康教育推進対策を検討していきます。

ア．総合型地域スポーツクラブ

現在、異世代間のスポーツ交流として、バレーボールやニュースポーツ等の競技を実施していますが、今後も他の種目を増やしながらか、継続して実施していきます。

また、温水プールを利用した日常的なスポーツ活動により、生涯にわたる心身の健康維持増進に努めていきます。

現在は異世代間の交流事業として、老人クラブ、子どもクラブ参加のグラウンドゴルフ大会を実施しています。

イ．野外活動等の自然体験活動

野外活動等の自然体験活動として、夏休み子ども交流キャンプやカヌー教室スキー教室を実施していきます。

現在は、自然体験活動として、小学生を対象にスキー教室、夏休み交流キャンプを実施しています。

開かれた学校づくり

ア．学校評議員制度の設置・活用事業

学校の管理に関する規則に基づき、学校運営に関して学校評議員の意見を参考にし行事を行っています。

現在は、年3回の開催ですが、今後とも、同制度を活用し広く意見を聴取した学校運営に努めます。

イ．公立学校施設の整備充実推進事業

子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に実施していきます。

現在、学校の耐震補強については、実施済です。現在はエレベーターの設置等、バリアフリー対策にも取り組んでいます。

幼児教育の充実

幼児教育の充実のため、幼児教育についての情報提供を進め、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民等の理解を深めることに努めるとともに、幼稚園・保育所における教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、小学校との連携を図る体制について検討していきます。

現在、年長児については、小学校入学前に面談を行い、小学校と連携を図っています。

(3) 家庭や地域の教育力の向上

家庭教育手帳配布事業

平成 20 年度までは、幼稚園、保育所、小学校児童、中学校生徒の保護者に配布しましたが、平成 21 年度以降は県のホームページにより情報を発信しています。

子どもの基本的な生活習慣の形成

子どもたちの就寝時間が遅くなり、朝食の未摂取児童がみられるなど、アンケート調査の結果などからも、子どもたちの基本的な生活習慣に関する意識改善と指導を図っていかねばなりません。

このため、幼児健康診査や学校における定期健康診断を通じて、健康状態を把握し、肥満等健康問題のある子どもに対する生活習慣の改善に向け、学校を中心に個別栄養指導等を行っています。

奨学金事業の普及と充実

教育を受ける意欲と能力のある者が、経済的理由でその機会を失うことがないように支援していく体制づくりが求められます。

現在、各高校で日本学生支援機構奨学金事業等の周知を図るなど、奨学金事業の普及に努めています。

体験活動を通じた豊かな人間性の育成

子どもたちがさまざまな自然体験・社会体験活動の機会を持ち、自然や人とふれあう中で、基本的なルール、感性、社会性等を身につけ、意欲にあふれた自立した若者へと成長できるような環境づくりが求められています。

こうした課題に対し、子どもたちと地域社会との関わりを深め、豊かな人間関係を形成できるよう、学校教育にボランティア活動時間を取り入れるなど、地域におけるボランティア活動の意識啓発を推進していきます。

現在子どもの自主性協調性を育むことを目的に小学生を対象に、公民館や児童館に宿泊し1週間通学する宿泊通学やトム・ソーヤの森での子ども交流キャンプを実施し、環境に対する意識を高めるため、児童館でリサイクルなどの環境講座を実施しています。

若者の就業意識の養成

若者が早くから仕事に接し、就労について考える機会を持つことにより、就業を自らの

人生において積極的に位置づけられるよう、若者の社会性や経済活動に向けた視野を養成することが必要です。

このため、職場体験等を通じた小・中・高等学校におけるキャリア教育、企業人講師を学校に招くなど、職業や産業の実態、働くことの意義、職業生活等に関し、生徒に理解を促す体制づくりを検討していきます。

現在は、中学校において、2年生時に職場体験を行っています。

命の大切さ家庭の役割等への理解

これから親となる人が皆、乳幼児期の子どもとふれあう機会や子どもや家庭の大切さを考える機会を持つことが必要です。

さまざまな場において、小・中校生が乳幼児とふれあう機会を持ち、子育て層の親だけでなく、若者も十分に理解し、参画できる社会環境づくりが求められます。

こうした考え方にに基づき、町内の保育所、幼稚園、保健センターなどにおいて個々の施策を立案し、相互連絡を図りながら、総合的な施策として展開を検討するほか、生命の大切さや家庭の役割、保育体験を含む子育て理解等に関する教育推進について、検討を進めていきます。

また、子育てや子育て支援に関する各種のフォーラム、ワークショップの開催や子ども参加型のイベントを実施し、子どもと大人が交流しあえる機会の提供などにより、子どもを生き、育てることを社会全体で応援する意識啓発に努めていきます。

現在、子ども参加型のイベントとして小学6年生（5名）を実行委員に入れ、平成21年4月に児童館まつりを実施しました。



おしゃべり広場

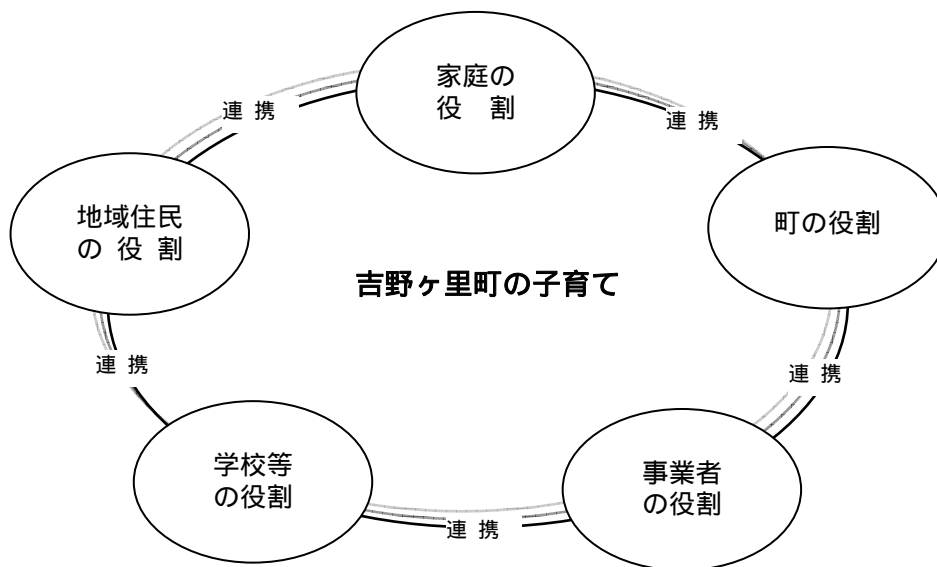
(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、コンピュータ・ソフト等が販売されていることに加え、テレビ、携帯電話、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報については、子どもに対する悪影響が懸念される状況です。

現在は、外部講師による中学校ごとの講演会において、インターネットに潜む犯罪の危険性や命の教育を実施しています。

また、有害情報等が子どもに悪影響をおよぼさないように、各関係機関で連携し町内を巡回しています。

図 - 24 それぞれが連携しながら築き上げる、吉野ヶ里町の子育て体制



老人クラブ見守り

6. 子育てを支援する生活環境の整備（基本施策6）

吉野ヶ里町の豊かな自然環境のもとで、子どもたちがのびのびと健やかに育つことができるよう、子育てにやさしいまちづくりを進めます。

その一環として、子どもたちが安全に安心して遊ぶことができる公園・広場の整備や、安全な道路環境の整備、子育てに配慮した住環境の向上に努めます。

また、公共施設や公共空間のバリアフリー化を推進し、妊産婦や乳幼児連れの親など、あらゆる人たちが快適に安心して外出できる環境づくりを推進します。

6. 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅の確保

(2) 良好な居住環境の確保

(3) 安全な道路交通環境の整備

(4) 安心して外出できる環境の整備

(5) 安全・安心のまちづくりの推進等

(6) 通学通園の送迎支援対策

(1) 良質な住宅の確保

子育てを担う若い世代を中心に、広くゆとりある住宅を確保することができるよう、良質なファミリー向け住宅の供給を支援するなどの取り組みについて、今後検討を重ねていきます。

また、公共賃貸住宅においては、子育て期にある多子世帯等がゆとりある住宅に入居できるような対策を検討するとともに、持家または借家を含め、広くゆとりある住宅の確保に資する情報提供等に努めていきます。

現在、古い町営住宅の建て替えを随時行っており、住環境の整備に努めています。

(2) 良好な居住環境の確保

室内空気環境の安全性を確保する観点から、シックハウス対策の推進と普及啓発に努めます。現在、各住宅メーカーがシックハウス対策を行っています。

(3) 安全な道路交通環境の整備

子育て家庭が安心・安全に生活していくためには、子どもの視点、子ども連れの親の視点に立った道路交通環境の整備が必要です。

このため、歩道の整備や幅員の狭い道路の拡幅整備等を図るとともに、警察等との連携のもとに通行規制や速度制限等の交通規制及び、信号機の設置やカーブミラー設置など、交通安全施設の整備を検討し、妊産婦や子ども連れの親、子どもたちが安心して通行できる道路交通環境の整備に努めます。

現在、東脊振小学校そばに信号機を設置したり、町道苔野田手村線の歩道整備並びに、拡幅整備等を図り、道路交通環境の整備に努めています。

(4) 安心して外出できる環境の整備

妊産婦や子ども連れの親、子どもたちをはじめ、高齢者、障がい者にいたるすべての人が安心して外出できるようなまちづくりを考えていく必要があります。

そのためには、公共施設や公共交通機関、建築物等においてバリアフリー化を進めていく必要があり、歩行空間、河川空間のバリアフリー整備やユニバーサルデザインによる公園整備等について検討します。

今後、公共施設においても、子ども連れの親に配慮したトイレの設置や授乳室の整備など、育児用スペースを備えた施設整備について検討を進めます。

平成 20 年度からは「赤ちゃんの駅」として、きらら館、ふれあい館、三田川児童館を授乳、おむつ交換などに自由に使用してもらえるようにしました。

(5) 安全・安心のまちづくりの推進等

子どもを犯罪等の被害から守り、安全を確保するためには、町や警察をはじめとする関係機関、団体が一体となって協力し、まち全体で安全体制・防犯体制を整備していく必要があります。

現在は、各学校で、安全教育の一環として不審者対応を主に防犯教室を行っております。また、児童下校時の広報車巡回に加え防犯パトロールを実施しています。

さらに通学路において「こども 110 番の家」や、青少年町民会議において「飛び出し注意」の看板を作成し、各地区内の危険箇所を設置しています。

今後も通学路や公園等における防犯灯、緊急通報装置等の防犯設備の整備を進め、危険防止対策の推進を図ります。

(6) 通学通園の送迎支援対策

現在町が委託した巡回バスで北部を主に「さざんか号」が、南部を主に「さくら号」が運行しており、中学生以下と 65 歳以上及び障がい者・療育手帳所有者は無料で乗車できるようになっています。

7. 子ども等の安全の確保（基本施策7）

子どもを交通事故や犯罪等から守る取り組みが必要です。

このため、交通事故については、警察や学校、地域、交通指導員等と連携した協力体制の強化や交通安全教育の徹底に努めます。

また、警察等関係機関や地域、家庭、職場が連携を図りながら、子どもを犯罪等の被害から守るための活動を推進するとともに、万が一、子どもが犯罪、いじめ、児童虐待等の被害にあった場合のサポート体制の整備についても検討していきます。

7. 子ども等の安全の確保

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動と推進

(3) 被害にあった子どもの保護の推進

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

吉野ヶ里町には国道、主要地方道、JRの各線路が通っており、一部は通学路にもなっているため、子どもたちが交通事故にあう危険性が常に伴っています。

このため、学校やPTA、行政、警察等が協力して、子どもを交通事故から守っていく必要があります。

吉野ヶ里町では、各学校において安全な登下校についての指導を行っているほか、「交通安全教室」を開催し、児童に正しい交通ルールとマナーの実践を習慣づけることにより交通事故の防止を図っています。

また、保育所、幼稚園においては、交通安全教育指導者研修会への保育士の派遣や、幼児の交通安全指導等の取り組みを推進しています。

今後もこうした取り組みの継続実施に努め、保育所や幼稚園、学校における交通安全教育の充実を図り、子どもたちの交通安全意識の高揚及びマナーの向上に取り組んでいきます。

また、平成12年4月1日から義務付けられたチャイルドシートの着用を徹底し、交通安全イベント等における正しい装着方法の指導等の取り組みを推進していきます。

現在各学校年1回、年度始めに交通教室を実施しています。教室の実施内容としては、

P T Aの協力、警察の協力、地域ボランティアの協力など連携をとりながら工夫しています。青少年町民会議において、「飛び出し注意」の看板を作成。各地区の区長に配布し、地区内の危険箇所に設置しています。

今後も作成し新規の設置のほか、破損した看板を交換していきます。

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもは自分で自分の身を守ることが難しいため、より多くの人の目によって子どもを犯罪被害から守る必要があります。

吉野ヶ里町内の小中学校では、学校における年 1 回の防犯教室の実施や、児童への防犯機器の貸与、保護者への防犯情報の携帯メール配信（はなまる連絡帳）を行っています。

また、小中学校 P T A や町職員による児童下校時の広報車巡回に加え、老人クラブや婦人会等 P T A による防犯パトロールや、「おやじ会」による青色パトロールを実施しています。

さらに地域でいざという時に駆け込める「こども 110 番の家」の設置や、青少年町民会議においては「飛び出し注意」の看板を作成し、各地区内の危険箇所に設置しています。

今後もこうした活動の継続実施に努め、学校、地域、関係機関のより一層の連携強化により、防犯意識の高揚や犯罪被害の防止に努めます。

(3) 被害にあった子どもの保護の推進

心身ともに未成熟な子どもが犯罪、いじめ、児童虐待等の被害にあった場合に、それによって受ける精神的ダメージは、大人に比べて非常に大きく、心の傷は深いものとなりがちです。

万が一、実際に被害にあってしまった子どもとその家族に対しては、日常生活へスムーズに戻り、その後の健全な育成をサポートするような体制を整備しておくことが大切です。

このため、子どもに対するカウンセリングの実施や家族に対する助言やきめ細かな支援、及び被害にあった子どもの精神的ダメージを軽減し、その立ち直りを支援していくことができるよう、専門家や専門機関との連携による体制を福祉課を窓口として作っています。

第6章 行動目標の設定

特定項目に関する整備目標量は、下表に掲げるとおりです。

表 - 45 整備目標量

事業名	単位	平成 21年度(現状)	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
保育所入所児童数	か所	2	2	2	2	2	2
	定員	290	290	290	290	290	290
認定こども園	か所	0	1	1	1	1	1
	定員	0	40	40	40	40	40
児童館数	か所	1	1	1	2	2	2
つどいの広場 (児童館)	か所	1	1	1	2	2	2
(施設型) 病児・病後児保育事業	か所	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)	(2か所)
放課後児童健全育成事業 (学童保育)	クラブ	2	2	2	2	2	2
	定員	130	135	135	135	140	140
一時預かり	か所	2	2	2	2	2	2
地域子育て支援センター	か所	2	2	2	2	2	2
延長保育	か所	2	3	3	3	3	3
休日保育	か所	1	1	1	1	1	1

病児・病後児保育事業は、佐賀市との協定により、佐賀市内の施設に委託している数

第7章 行動計画推進・点検体制について

本行動計画を進めるためには、行政、家庭、保育施設、学校、地域、職場（企業）などが共通認識のもと、互いに連携して取り組んでいくことが重要です。

そのため、それぞれの立場において、自主的な活動を繰り広げるため、計画の理念や計画目標の達成に向け、下記の点に留意しながら取り組みを進めていきます。

1．住民参画の推進

この行動計画の施策を進めていくためには、現に子育てに関わっている住民や子育て家庭だけでなく、吉野ヶ里町全体が、子どもの視点にたった子育て支援や乳幼児期から思春期を見通した子育ての重要性を認識し、積極的な関わりを持つ住民参画体制構築に向け、以下の事項に留意した展開を図っていきます。

この計画を住民のみなさんに公表し、周知・啓発を図っていきます。

保育施設、学校等の子どもに関わる機関や職場（企業）等の関係する諸機関の積極的な取り組みを働きかけます。

町政への提言等の公聴活動を通じて、住民のみなさんの意見把握に努め、住民のみなさんとの意思の疎通を図ります。

2．地域組織との連携強化

子どもたちが育っていく地域の社会環境は子どもたちが日々充実し、健全な生活を営んでいく上での重要な役割を担っていると考えます。こうした健全な地域社会の形成に向け、以下の事項について取り組んでいきます。

民生委員児童委員、主任児童委員等との連携・協力

地域の子育てボランティア等の方々や子ども会やPTAといった地域組織の自主的な活動の促進と連携・協力

地域住民が相互に支え合う「地域で子育てのまちづくり」を推進

3．行政各部門との連携

本行動計画は、子どもの成長、子育て支援、家庭・地域・学校等の連携による健全な地域整備を進める総合的な計画です。

こうした考え方にに基づき以下の事項に配慮して、具体的な項目の推進を図ります。

関連計画との整合性を図り、全庁的な計画推進体制の構築

国、県、保健福祉事務所、児童相談所等関係機関との連携のさらなる強化

4．計画の点検体制

本町においては、全庁的な行動計画の実施状況を一括して把握・点検を行っていきます。

また、今後「(仮称)次世代育成支援対策地域協議会」等の設置について検討し、事業の適正化や実施状況について検証を加えていけるような機構づくりに努めます。

さらに、各年度の実施状況や計画の変更・見直しについて、ホームページに子育てサイトを掲載するなど、住民に分かりやすい周知策を図っていきます。



子育て出前講座

＜参考資料＞ 用語解説

用語解説表(1)	
延長保育	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間を超えて保育を行う事業
夜間保育	保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所において夜間保育を行う事業
休日保育	日曜、祝日など休日の保育ニーズに対応するため、保育所において休日保育を行う事業
放課後児童健全育成事業(学童保育)	保護者が仕事等により、放課後の家庭が常時留守になっている児童について、保護および育成を行うための事業
放課後子どもプラン	平成19年度より各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局との連携の下に「地域子ども教室推進事業」(文部科学省)と「放課後児童健全育成事業」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施する事業
病児・病後児保育 (派遣型・施設型)	疾病にかかっている概ね10歳未満の児童で、保護者の労働その他の理由により家庭での保育に支障がある場合、一時的に保育を行う事業で、家庭または保育士、看護師その他の者の居宅において保育を行う「派遣型」と、保育所その他の施設、病院または診療所において保育を行う「施設型」があります。
一時預かり	就労形態の多様化または専業主婦が育児疲れや急病などに対応するため、保育所や幼稚園において一時的な保育を行う事業
特定保育	保護者がパートを行っている等により保育が困難な児童に対して、週2～3日程度または午前か午後のみ等の柔軟な保育を行う事業
地域子育て支援センター事業	専用の施設や公共施設等の余裕スペースを利用したり、地域に出向いて、子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等子育て家庭に対する育児支援を行う事業
つどいの広場事業	主に乳幼児(0～3歳児)をもつ子育て中の親が、気軽に集い交流するとともに、子育ての相談に応じるつどいの場の提供を行う事業
認定こども園	幼保連携型：待機児童解消のため、また、利用者の利便性向上のため幼稚園の中の一部を保育所部分として児童を受け入れる機能を持つ園

用語解説表(2)	
母子健康手帳交付	お母さんの出産までの記録、赤ちゃんの発育状況などを記入するもので、吉野ヶ里町で発行しています。予防接種を受けるときにも必要となります。
母親・両親学級 (マザークラス・パパママ学級)	お父さん、お母さんになられる方へ教室を通じて妊娠、出産、育児に対する知識を習得していただくと同時に、妊婦さん同士の「友達づくり」をサポートするための教室
妊婦健康診査	母子健康手帳交付時に 14 枚の妊婦健診受診票（補助券）をお渡しし、かかりつけの医院または、病院において健診を受診するもの
乳児一般健康診査	1 歳未満（乳児）の時に、かかりつけの小児科医院または病院において健診を受診するもの
乳児健康診査	乳児期は、身体発育、運動発達ともに著しい時期であることから、保健センターでは生後 4、7 か月時に各 1 回の計 2 回の乳児健診を行っています。小児科医、整形外科医の診察のほか、身体計測、育児・栄養相談を行います。
2 か月児相談	出産後不安の多い生後 2 か月時に健康相談を行っています。身体計測、育児・栄養相談のほか、予防接種手帳の配付を行っています。
12 か月児相談	12 か月児が対象です。身体計測と栄養、歯に関するお話、育児相談、栄養相談を行います。
1 歳 6 か月児健診	1 歳 6 か月～1 歳 8 か月の幼児が対象です。1 歳 6 か月頃からは、一般的にことばや歩行などの基本的な行動機能が確立する時期であるため、基本的行動の遅れの発見や、この頃から増え始める虫歯の予防を目的に、小児科医や歯科医による診察と保健指導、栄養相談、歯科相談、フッ素塗布を行います。
2 歳 6 か月児相談	2 歳 6 か月～2 歳 8 か月の幼児が対象です。歯科医による診察と育児相談、栄養相談、歯科相談(磨き残しのチェックとブラッシング指導)、フッ素塗布を行います。
3 歳 6 か月児健診	3 歳 5 か月～3 歳 7 か月の幼児が対象です。身体発達及び精神発達の面から最も重要な時期である 3 歳児に尿検査や聴力検査と小児科・歯科・耳鼻科の診察を行い、疾病の早期発見と幼児の健全育成のため育児相談、栄養相談、歯科相談、フッ素塗布を行います。
母子保健推進員	町が委嘱し、地域と行政のパイプ役として、乳幼児健診・相談や親子の教室等で母親の育児相談相手になったり、地域のなかで声をかけるなど、子どもの健やかな成長過程を見守っていただいています。

吉野ヶ里町次世代育成支援対策行動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 吉野ヶ里町次世代育成支援対策行動計画を策定するため、吉野ヶ里町次世代育成支援対策行動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(策定委員会の任務)

第2条 委員会は、吉野ヶ里町次世代育成支援対策行動計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- | | |
|--------------|----|
| (1) 教育関係者 | 5名 |
| (2) 社会福祉関係者 | 3名 |
| (3) 保護者の代表者 | 5名 |
| (4) 吉野ヶ里町議会 | 2名 |
| (5) 吉野ヶ里町区長会 | 1名 |
| (6) 町内企業の代表者 | 2名 |

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定に係る事項の協議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員会を初めて招集するときは、町長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月25日から施行する。

吉野ヶ里町次世代育成支援行動計画策定委員会委員名簿

平成 22 年 3 月現在

	関係機関名	名 称	氏 名	備考
1	教育関係者	吉野ヶ里町教育委員会	長谷川 純恵	
2		東脊振小学校を代表する者	末次 由貴子	副会長
3		三田川小学校を代表する者	内川 博章	
4		くるみ保育園を代表する者	田中 康博	
5		吉野ヶ里幼稚園を代表する者	山崎 立哉	
6	社会福祉関係者	吉野ヶ里町民生委員・児童委員協議会	大野 紀子	
7		三田川児童館を代表する者	石橋 加代子	
8		母子保健推進員	田中 美代子	
9	保護者の代表者	三田川小学校 P T A を代表する者	福吉 亜由美	
10		東脊振小学校 P T A を代表する者	東 美帆	
11		吉野ヶ里保育園の保護者を代表する者	古賀 博子	
12		三田川幼稚園の保護者を代表する者	久保 しのぶ	
13		東脊振幼稚園の保護者を代表する者	北原 めぐみ	
14	吉野ヶ里町議会を代表する者	文教厚生常任委員会	真木 良文	
15		文教厚生常任委員会	古賀 政信	会長
16	吉野ヶ里町区長会を代表する者	吉野ヶ里区長会	宮地 昌則	
17	町内企業の代表者	佐賀エレクトロニクス(株) 佐賀製作所	徳永 奈津子	
18		株式会社エフピコ 九州工場	木之下 隆俊	



子ども交流キャンプ



三田川学童保育



児童館

吉野ヶ里町次世代育成支援後期行動計画

平成 22 年 3 月発行

編集・発行 吉野ヶ里町福祉課

〒842-0193 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町三津 777

(TEL) 0952-37-0343 (Fax) 0952-53-1106



佐賀県・吉野ヶ里町